

## 様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

### 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月13日

評価者：経済労働局指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	川崎市生活文化会館（てくのかわさき）（昭和44年4月竣工）
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の予約、貸出、使用料徴収</li> <li>技能職者の活動拠点としての施設に相応しいイベントや事業の実施</li> <li>会館の維持、管理、運営</li> </ul>
指定管理者	名称：公益財団法人 神奈川県労働福祉協会 代表者：理事長 小宮 重寿 住所：横浜市中区寿町1丁目4番地 電話：045-633-5410
所管課	経済労働局労働雇用部（内線：28851）

#### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	利用者の満足感や信頼感が得られるよう「てくのコンシェルジュサービス宣言」を提唱し、利用者・提案事業参加者のアンケートや利用者懇談会等の意見を参考にサービス向上に取り組み、貸館の利用者満足度や提案事業の参加者満足度は4期連続で90%を超えている。また提案事業の実施数や参加者数も計画を上回っている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	提案事業において利用者からのニーズの高い講座を実施し、技能の振興に貢献している。4年平均の貸館稼働率は61.4%（第2期指定管理期間平均57.6%）、年間利用者数は193,664人（第2期平均191,392人）と前期を上回る水準での維持を実現している。収支計画についても計画の達成に努め、利用料金収入は30年度には対目標比5.4%増、31年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により年度末の貸館利用が大幅に減少したが、対目標比0.4%増とした。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設、設備、防犯の点検についてはチェックシートを作成するなど工夫するとともに、防犯カメラの増設など利用者の安心・安全に配慮した。また帰宅困難者一時滞在施設として設営訓練への参加や自主的な備蓄品の準備など、地域の防災ネットワークへの貢献を行った。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<p>会館全体が老朽化しており、設備や共用部分にも古さが目立つようになっていることから、利用者の満足を得られていない部分もあるため、設備や備品の計画的な整備を行い、より快適な施設運営を目指す必要がある。</p> <p>利用者アンケートなどのさらなる効果的な実施を求め、また所管課との密な情報交換を行いながら、さらに満足度の高い施設にしていくことが求められる。</p>
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	指定管理者と定期的に連絡調整会議を開催し、事業に関する情報共有や助言を行った。また施設設備の修繕などのニーズを受け、適宜対応を行った。
2	制度活用による効果はあったか。	貸室の多目的な使用についてのPRなど、稼働率向上のための取組を行い、研修室（計5室）の稼働率は4年平均で74.7%と高い水準で維持されている。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	指定管理者の努力により、貸館稼働率の高い水準での維持や利用料金収入の予算目標の達成などを実現しており、効果的な事業運営を行っているが、会館全体の老朽化のため、設備や備品の修繕が今後も多く発生すると見込まれることから、より効率的な施設運営の元、適切なコスト管理を指導していく必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	施設の設置目的や利用者のニーズを踏まえ、限られた予算の中で現行の高いサービス内容を提供し、高い稼働率や利用収入を維持するためには、熱意と施設運営能力を持った事業者によって指定管理者制度による運営を継続することが最適である。

### 4. 今後の事業運営方針について

これまでの実績を踏まえ、指定管理者による施設運営により、利用者の声をきめ細かに拾い上げ、ニーズに応じたサービスを提供することで利用者満足度や施設稼働率の向上を図ります。施設の老朽化に対しては利用者の要望を反映した改修を進め、安心安全の向上に寄与するため適切に管理を行うとともに、帰宅困難者一時滞在施設としての防災対策や環境への配慮の取組みを促進し、持続的な地域社会の構築に貢献します。

今後も民間事業者の施設運営に関する知見と能力を活かすことのできる指定管理者制度を継続し、市内の技術・技能職者の拠点として、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流の促進及び技能水準の向上、技能振興の機運を醸成する事業を行います。